

事 務 連 絡

平成21年8月19日

附属学校を置く各国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会総務課
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

新型インフルエンザに関する対応について（第10報）

新型インフルエンザ（A／H1N1。以下同じ。）については、これまでも「文部科学省行動計画」、「基本的対処方針」、「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改訂版）」、これまでに発出した事務連絡等に基づき対応をお願いしているところですが、本日、厚生労働大臣が別紙のとおりコメントを発表しました。これによると、今般の新型インフルエンザについて「本格的な流行が、すでに始まっている可能性があり」、「感染拡大の場となりやすい学校が、現在、夏休み期間中であるにもかかわらず、患者数が増え続けているという現状を踏まえると、今後、学校が再開された際には、感染が急激に拡大することも十分に考えられます。」とあります。

については、新型インフルエンザに関する対応に当たっては、厚生労働大臣のコメントも踏まえ、新学期を控えていることもあり、特に下記の点に留意するなど、適切に対応くださるようお願いいたします。

国立大学法人におかれましては各附属学校に対して、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会、所管の学校（専修学校・各種学校を含む。）、社会教育施設、社会体育施設及び文化施設に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）等に対して、周知をお願いいたします。

記

- 1 手洗い・うがいの励行、症状が出た方のマスクの着用・外出の自粛、人に咳やくしゃみをかけない咳エチケットの徹底等を指導すること。
- 2 今回の新型インフルエンザについては、慢性呼吸器疾患や慢性心疾患等の基礎疾患を有する方や妊娠中の方、乳幼児が重症化するリスクが高いとされていることに留意し、特に、こうした方々に対して、早期受診、早期治療を指導すること。

- 3 学校において、児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生したことがわかった場合には、当該学校の設置者は、ただちに発生した地域の都道府県保健部局等に相談すること。
- 4 都道府県保健部局等から、当該学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の要請があった場合、学校の設置者は、臨時休業の措置が適切に講じられるようにすること。
- 5 都道府県保健部局等から、患者が発生していない学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の措置が適切に講じられるようにすること。
- 6 引き続き、国からの発表などに留意し、正確な情報に基づき冷静な対応をとること。

【本件連絡先】

文部科学省：０３－５２５３－４１１１（代表）

○学校保健・その他

スポーツ・青少年局 学校健康教育課 保健指導係（内 2918）

○国内修学旅行

初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導調査分析係（内 3057）

○海外修学旅行・高校生留学・帰国児童生徒の受入れ

初等中等教育局 国際教育課 国際理解教育係（内 3562）

○国立大学附属学校

高等教育局 大学振興課 教員養成企画室 教育大学係（内 3498）

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課 法規係（内 2532）

○専修学校・各種学校

生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校第一係（内 2939）

○社会教育施設

生涯学習政策局 社会教育課 法規係（内 2973）

○社会体育施設

スポーツ・青少年局 企画・体育課 施設係（内 2672）

○文化施設

文化庁 文化部 芸術文化課 推進係（内 3163）

事 務 連 絡

平成 2 1 年 8 月 2 0 日

各国公私立大学長
各公立大学法人の長
公立大学を設置する各地方公共団体の長
文部科学大臣所轄各学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
各国公私立高等専門学校長

殿

文部科学省高等教育局高等教育企画課長

義 本 博 司

新型インフルエンザに関する対応について（第 1 1 報）

新型インフルエンザ（A／H1N1。以下同じ。）については、これまでも「文部科学省行動計画」、「基本的対処方針」、「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改訂版）」、これまでに発出した事務連絡等に基づき対応をお願いしているところですが、8月19日に厚生労働大臣が別紙のとおりコメントを発表しました。これによると、今般の新型インフルエンザについては「本格的な流行が、すでに始まっている可能性があり」、「さらに、感染拡大の場となりやすい学校が、現在、夏休み期間中であるにもかかわらず、患者数が増え続けているという現状を踏まえると、今後、学校が再開された際には、感染が急激に拡大することも十分に考えられます。」とあります。

については、新型インフルエンザに関する対応に当たっては、厚生労働大臣のコメントも踏まえ、特に下記の点に留意するなど、適切に対応くださるようお願いいたします。

記

- 1 手洗い・うがいの励行、症状が出た方のマスクの着用・外出の自粛、人に咳やくしゃみをかけない咳エチケットの徹底等を指導すること。
- 2 今回の新型インフルエンザについて重症化するリスクが高いとされている慢性呼吸

器疾患や慢性心疾患等の基礎疾患を有する方等に対して、早期受診、早期治療を指導すること。

- 3 大学等において、学生や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生したことがわかった場合には、当該学校の設置者は、ただちに発生した地域の都道府県保健部局等に相談すること。
- 4 都道府県保健部局等から、当該学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の要請があった場合、学校の設置者は、臨時休業の措置が適切に講じられるようにすること。
- 5 都道府県保健部局等から、患者が発生していない学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の措置が適切に講じられるようにすること。
- 6 休校措置を講じた場合、8月7日付事務連絡第10報に基づき、文部科学省へ報告すること。
- 7 引き続き、国からの発表などに留意し、正確な情報に基づき冷静な対応をとること。

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

国立大学：国立大学法人支援課財務・経営センター係（内3758）

公立大学：大学振興課公立大学係（内2487）

私立大学：私学行政課法規係（内2532）

高等専門学校：専門教育課高等専門学校係（内2077）

留学生関係：学生・留学生課政策調査係（内3360）

入試関係：大学振興課大学入試室入試第二係（内2495）

学生一般関係：学生・留学生課法規係（内2517）